

生活保護減額始まる

下げ幅最大、受給者反発

1万人審査請求か

生活保護費の基準額が国の予算で1・5%引き下げられ、1日から新たな額での支給が始まった。引き下げは2004年度以来で、食費や光熱費など日常生活費に充てる「生活扶助」が対象。近年の物価下落などを理由とし、15年度までに予算を計670億円(6・5%)減らす。下げ幅は過去最大。

受給者の一部は引き下げに反発しており、行政不服審査法に基づく審査請求を1万人規模で申し立てる動きが出ている。請求が却下されれば、集団訴訟を起す方針だ。生活保護の支給は毎月15日の自治体が多い。金融機関の口座への

振り込みや、福祉事務所の窓口などで受け取る。1日が支給日だった東京都の台東区役所で保護費を受け取った男性(66)は「これから先も減らされるというので心配だ」と話した。生活保護受給者は全国で約215万人、約15

8万世帯。減額は受給世帯の96%に及ぶ。都市部に住み、子育て中など家族の多い世帯で影響が大きい。厚生労働省の試算では、都市部の40代夫婦と小中学生の子2人の世帯では、今月から月約7千円の減額。今回の引き下げは、生活保護を受けていない低所得者世帯にも影響が及ぶ可能性がある。就学援助制度や住民税の非課税限度額などは、基準額を目安に適用対象を決めているためだ。経済的に苦しい家庭に給食費や学用品代を補助する就学援助制度は、11年度で全国の子ども約156万人が対象。14年度以降、対象から外れる子どもが出る恐れがある。また、基準額引き下げに連動して住民税の非課税限度額が下がれば、保育料や介護保険料などの軽減措置にも波及する。